

被扶養者資格についてのご注意



大平洋金属健康保険組合

被扶養者の資格はずっと続くものではありません。
パートの収入が増えたり、別居するなどの生活の変化により、
認定基準を満たさなくなることがあるので注意して下さい。

資格喪失の届出が遅くなると、「喪失事由が発生した日」まで
さかのぼるため、喪失日以降に病院でかかった医療費を返金し
ていただくことになります。

【こんな時は資格喪失となります！！】

- ①就職等で他の健康保険に加入した時
- ②年収が130万円以上となった時、または月額108,334円以上の収入が継続するようになった時
※配偶者を除く19歳以上23歳未満の方は年収150万円、月額12万5千円以上です。
※60歳以上または障害者の方は年収180万円、月額15万円以上です。
- ③日額3,612円以上の雇用保険失業給付を受給開始した時
※配偶者を除く19歳以上23歳未満の方は日額4,167円以上です。
※60歳以上または障害者の方は日額5千円以上です。
- ④別居となり、条件を満たさなくなった時
※被扶養者の収入が仕送額より多い場合、被扶養者資格は喪失です。

【収入について確認が必要です！！】

収入とは、「給与」「年金」「自営業による所得」などの名称に係
わらず継続して発生するものであり、全てを合算した金額です。

☆月収が継続して、108,334円(配偶者を除く19歳以上23歳未満の方
は12万5千円、60歳以上または障害者の方は15万円)以上になって
いませんか？

→給与明細や年金振込通知書(月額に換算した金額)などをご確認下さい。

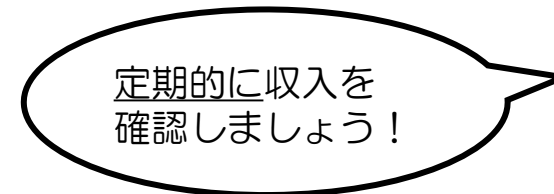
(給与や年金額に変更があった場合は特に注意。)

☆年収が130万円(配偶者を除く19歳以上23歳未満の方は150万円、
60歳以上または障害者の方は180万円)以上になっていませんか？

→源泉徴収票や確定申告書などをご確認下さい。



該当する場合は速やかに
届出しましょう！



定期的に収入を
確認しましょう！

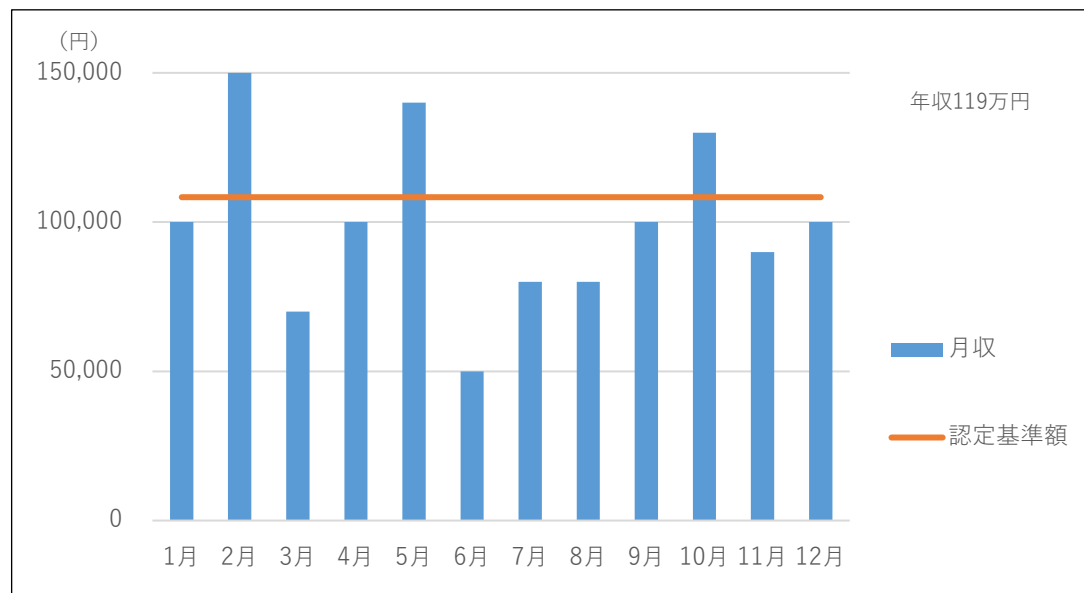
→裏面もご覧下さい。

収入状況による主な例

認定基準額は年収130万円（月収108,334円）未満です。
※配偶者を除く19歳以上23歳未満の方は年収150万円（月収12万5千円）未満です。
※60歳以上または障害者の方は年収180万円（月収15万円）未満です。

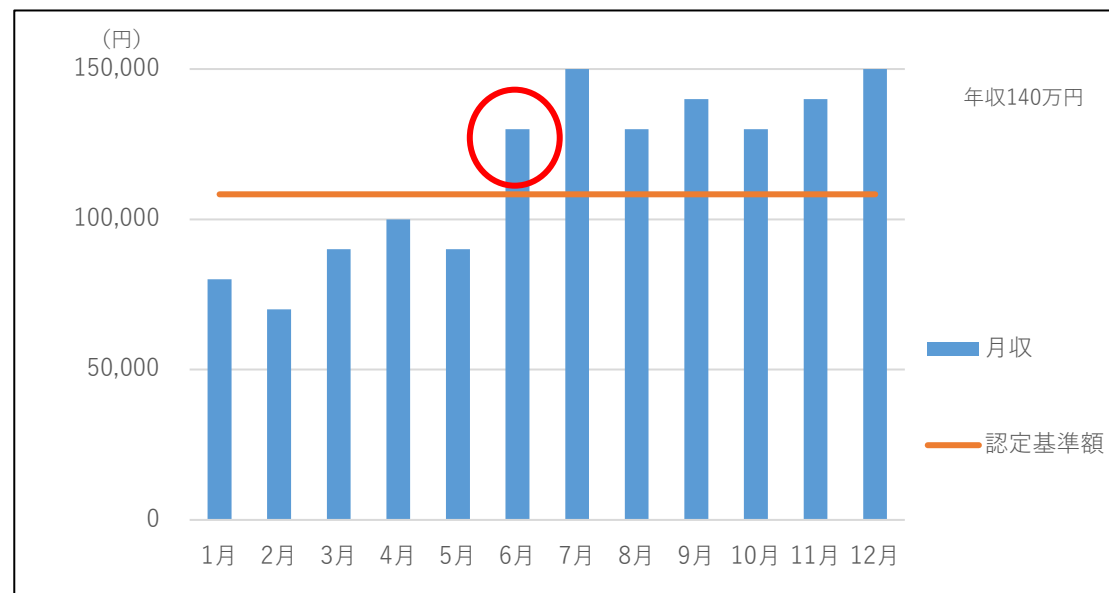
【認定となる場合】

認定基準額の「月収」を超える月は継続していませんし、認定基準内の「年収」となるため、被扶養者資格は認定となります。



【資格喪失となる場合】

6月以降、継続して認定基準額となる「月収」を超えているため、被扶養者資格は喪失となります。
この場合、資格喪失月は6月です。



【収入に係る注意】

パート等による「給与収入」がある方は人手不足等による「一時的な収入増加」（認定基準額以上の収入）の場合はパート先からの証明書により、認定が継続されることもあります。

ただし、勤務時間増加などの契約変更で、「一時的な収入増加とみなされない」場合は扶養削除となります。